

運 営 規 程

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームゆるり

第 1 章 施設の目的及び運営の方針

(施設の目的)

第 1 条 社会福祉法人翔の会が設置運営する特別養護老人ホームゆるり（以下「施設」という。）の行う指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員・看護職員・介護職員等（以下「職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設の職員等は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。また、入居者又はその家族等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するように努めなければならない。

- 2 施設の職員等は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われている部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるように支援する。
- 3 施設の職員等は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭と結びつきを重視した運営を行い、市町村、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び住所)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームゆるり
- (2) 所在地 神奈川県茅ヶ崎市今宿 4 7 3 番地 1

第 2 章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、数及び職務の内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名(常勤・兼務)
施設長は、施設の職員等及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 課長 1名以上(常勤・兼務)
課長は、施設長を補佐し施設の職員等及び業務の管理を一元的に行う。
- (3) 生活相談員 1名以上(常勤・専従)
生活相談員は、入居者の入退居業務を行うとともに自らも施設サービスの提供にあたるものとする。
- (4) 介護支援専門員 1名以上(常勤・兼務)
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上(常勤・専従)
機能訓練指導員は、入居者の機能訓練に当たる。
- (6) 医師 1名以上(嘱託)
医師は、入居者の健康管理に当たる。
- (7) 看護職員 4名以上(正看護師常勤・専従1名、常勤換算・兼務3名以上)
看護職員は、入居者の健康管理に当たる。
- (8) 介護職員 42名以上(常勤専従ユニットリーダー2名以上、常勤換算・兼務36名以上)
介護職員は、施設サービスの介護等の提供に当たる。
- (9) 管理栄養士 1名以上(常勤・兼務)
管理栄養士は、食事の提供にあたり、バランスの良い栄養価を考慮した献立の作成及び調理の指導に当たる。
- (10) 事務員 1名以上
事務員は、必要な事務を行う。
- (11) 宿直職員 1名以上/日
宿直職員は、施設の宿直業務を行う。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、その他の職員を置くことができる。

(会議)

第5条 健全な施設運営と入居者の処遇向上を目的として次の会議を設置する。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 管理職会議 | 施設運営のための職員に対する事務連絡及び意見調整の全体会議で、年4回又は必要に応じて臨時に開催する。 |
| (2) 運営会議 | 施設運営のため担当の代表者による事務連絡及び意見調整、苦情処理の会議で、月1回又は必要に応じて臨時に開催する。 |
| (3) 職種別会議 | ユニットリーダー会議、看護職員会議、給食会議、で月1回又は必要に応じて臨時に開催する。 |
| (4) ケース検討会議 | ケーススタディーその他処遇全般の充実、向上のため研究する会議で必要に応じ、随時開催する。 |
| (5) 入退居検討会議 | 入居者の入退居について判定を月1回又は必要に応じて随時開催する。 |
| (6) 事故防止委員会 | 入居者等の処遇上の事故発生を未然に防止し、また事故 |

が発生した場合の再防止のための委員会を月1回開催する。

(7) 感染症対策委員会 「感染症防止マニュアル」を基に入居者等の感染防止を図るための委員会を3月に1回開催する。

(8) 褥瘡防止委員会 「褥瘡防止マニュアル」を基に入居者の褥瘡予防を図るための委員会を月1回開催する。

(9) 身体拘束適正化・高齢者虐待防止委員会
「身体拘束適正化のための指針」「高齢者虐待防止マニュアル・指針」を基に身体拘束・虐待の防止を図るための委員会を3ヶ月に1回開催する。

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入居者に適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は施設職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(研修)

第7条 施設は職員に対し、資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時にオリエンテーションを行う

(2) 継続研修 年1回、権利擁護研修を行う

(3) 感染症及び食中毒の予防とまん延の防止のための研修 年2回

(4) 事故発生の防止のための研修 年2回

(5) 身体拘束適正化のための研修 年2回

第3章 入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(入居定員)

第8条 入居定員は、100名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第9条 ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

(1) ユニット数 10ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 10名

(定員の厳守)

第10条 施設は、入居定員及び居室の定員を越えて運営しない。ただし、諸法令に基づく緊急性のある入居及び災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

第4章 入居者へのサービス提供内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

第11条 施設は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。また、入退居の判定にあたっては、「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、入退居における透明性・公平性を確保し、介護保険制度の趣旨に即した、施設サービスの円滑な実施に努めるものとする。

(入退居)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介し適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討をする。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員等の職員間で協議する。

7 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びご家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な対処のために必要な援助を行う。

8 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。

(入居者の処遇に関する計画)

第13条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。

3 介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者又は家族に対して説明し、同意を得る。

- 4 介護支援専門員は施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うとともに、入居者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前項までの規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(処遇方針)

- 第14条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切な処遇に努める。
- 2 サービス提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(契約時の説明及び同意)

- 第15条 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(処遇の内容)

- 第16条 提供するサービスの主な内容は次のとおりとする。

(1) 介護サービス

介護サービスは、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。

ア 入浴・清拭

1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭を行う。

イ 排泄介助

入居者の心身の状況により排泄の自立について援助を行う。おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつ介助を適切に行う。

ウ その他

前項各項に定めるほか、入居者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。

(2) 食事のサービス

入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間にて適温で行う。

ア 朝食 午前8時～

イ 昼食 正午～

ウ 夕食 午後6時～

(3) 相談及び援助

常に入居者の心身の状況やその置かれている環境などの把握に努め、入居者

又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 機能訓練

入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な訓練を行う。

(5) 健康管理

医師及び看護師は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

(6) 衛生管理等

施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

(7) その他のサービスの提供

教養娯楽設備を備えるほか、適宜入居者のための余暇活動の支援を行う。

(利用料等)

第17条 介護保険の適用を受けるサービスの利用料は、別紙料金表のとおり厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。

2 提供するサービスのうち、介護保険の適用は受けない介護サービスの費用で入居者負担が適当と認められる費用については、別途料金表により支払いを受けることができる。なお、支払いを受ける場合は、入居者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得た上で支払いを受けるものとする。

3 入居者は、当月料金の合計金額を翌月末日までに施設が指定する方法で支払うものとする。

4 入院、外泊時（7日目以降）には、居住費負担が適用されます。但し、ご利用者様が了承し、施設で短期入所に利用する場合はその期間のみ無料となります。

(掲示)

第18条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第19条 入居者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、諸規定を守り、職員の好意的指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

(入居者の入院中の取扱い)

第20条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者

及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入居することができるように努める。

（身体的拘束）

第21条 サービス提供にあたっては、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を禁止しています。

身体拘束を行う場合は、事前に入所者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない。ただし、やむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明するものとします。

- 2 身体拘束等の適正化のための指針を作成し、その指針に沿ってケアの実施に努めていくものとする。

（虐待防止のための措置）

第22条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第23条 施設は、提供した施設介護に関する入居者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、市町村・国保連合会が行う調査に協力し市町村・国保連合会による指導又は助言に従って必要な改善を行い、内容を報告する。

（事故発生時の対応）

第24条 職員は、サービス提供中に入居者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずるとともに、家族及び関係機関に連絡する等適切な対応をする。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行う。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時に於ける対応方法)

第25条 介護老人福祉施設サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関、家族等に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害用設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会うものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第27条 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 感染症対策

(感染症対策に関する事項)

第28条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(面会)

第29条 利用者が外来者と面会しようとする時は、玄関に備え付けの面会カードにその氏名を記録するものとする。面会時に持参した物品は、必ず職員に連絡するものとする。

とする。

(健康留意)

第30条 利用者は努めて健康に留意するものとする。

(衛生保持)

第31条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、衛生保持の管理に努めなければならない。

(施設内の禁止行為)

第32条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (6) 喫煙。

(記録の整備)

第33条 施設は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(協力病院等)

第34条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医療機関を定める。

(秘密の保持等)

第35条 職員は、業務上知りえた入居者又は家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員であった者に対しても、業務上知りえた入居者又は家族の秘密を保持させるために、その職を退いた後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(地域との連携)

第36条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に勤める。

(会計の区分)

第37条 施設は、施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(その他運営についての留意事項)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人翔の
会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規定は、2012年 7月 1日から施行する。
- 2 2014年 4月 1日改定
- 3 2017年 4月 1日改定
- 4 2018年 4月 1日改定
- 5 2021年 4月 1日改定
- 6 2022年 12月 1日改定
- 7 2024年 4月 1日改訂